第百十一条	一　第三十五条第一項、第五十一条第一項及び第六十八条第二項及び第三項、第五十五条第一項及び第三項並びに第六十八条第二項及び第三項、第五十六条の二第三項及び第七十四条の二第三項の規定による届書及びこれに係る事務 二　第三項、第四十一条の二第三項、第四十二条の二第三項及び第七十条第三項の規定による届書及びこれに添えるべき書類の提出の求めに係る事務	一　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第一条第三項の規定による届書及びこれに添えるべき書類の提出の求めに係る事務 一の二　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第一条第三項の規定による指定に係る事務

5　第一項の届書を提出しようとする者は、この省令の施行の日前においても、同項及び第二項の規定の例により、第一項の規定による届書及びこれに添えるべき書類の提出をすることができる。

（一元化法施行日前に期末手当を受けたことがある老齢厚生年金の受給権者に関する経過措置）

第二条　老齢厚生年金の受給権者（一元化法施行日の属する月以前の一年間（一元化法施行日以後の期間を除く。）において国会議員等であることにより平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第八十条（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）又は平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第八十二条の規定（以下この条において「平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十条等の規定」という。）の適用を受けた者に限り、平成二十八年九月以後に老齢厚生年金の受給権者となった者を除く。）は、一元化法施行日の属する月以前の一年間（一元化法施行日の翌日以後に老齢厚生年金の受給権者となった者にあっては、当該受給権者となった日の属する月以前の一年間）（一元化法施行日以後の期間を除く。）に期末手当（国会議員若しくは国会議員であった者の期末手当（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二から第十一条の四までの規定により受ける期末手当をいう。）又は地方公共団体の議会の議員若しくは地方公共団体の議会の議員であった者の地方自治法第二百三条第三項に規定する期末手当をいい、平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十条等の規定の適用を受けたときにおけるものに限る。以下この項において同じ。）を受けたことがあるときは、速やかに、次の各号掲げる事項を記載した届書を日本年金機構に提出しなければならない。ただし、日本年金機構が、改正後厚生年金保険法第百条の二第一項の規定により次の各号（第三号を除く。）に掲げる事項に係る情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　老齢厚生年金の年金証書の年金コード

四　支給を受けた年月日

五　支給を受けた期末手当の額

2　前項の届書には、同項第四号及び第五号に掲げる事項を明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただし、同項の届書に相当の記載を受けたときは、この限りでない。

3　第一項の届書を提出しようとする者は、この省令の施行の日前においても、同項及び前項の規定の例により、第一項の規定による届書及びこれに添えるべき書類の提出をすることができる。この場合において、同項ただし書中「改正後厚生年金保険法第百条の二第一項」とあるのは、「平成二十四年一元化法改正前の厚生年金保険法第百条の二第二項」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第一条第五項及び第二条第三項の規定は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百三十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

第三十条第二項第二号中「同法第三十条の五第一項」を「同条」に改める。

附則第七項第二号中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

（老齢福祉年金支給規則の一部改正）

第二条　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に、「同法第三十条の五第一項」を「同条」に改める。

第三条第二項第一号及び第三条の三第二項第一号中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第三条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

第十六条第二項第一号中「同法第三十条の五第一項」を「同条」に改める。

第九十七条第一項及び第二項中「第三十条の四十二第四項」を「第三十条の三十七第四項」に改め、同条第三項中「第三十条の四十三第一項」を「第三十条の三十八第一項」に改める。

第四条　国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則（第十四条第一項の表第三十条第二項第二号の項並びに第二十一条第一項の表第五十条第二項第二号の項及び同条第二項の表改正前の厚生省令第三十一号の項を除く。）中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

附則第八条の表第十九条第二項第二号の項中「同法第三十条の五第一項」を「同条」に改める。

附則第十四条第一項の表第三十条第二項第二号の項中「同法第三十条の七第三項」を「昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）」に改める。

附則第二十一条第一項の表第五十条第二項第二号の項中「第三十条の七第三項」を「（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（同条二規定スル機構保存本人確認情報ヲ謂フ以下之ニ同ジ）」に改め、同条第二項の表改正前の厚生省令第三十一号の項中「第三十条の七第三項」を「（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。）」に改める。

第五条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

附則第十八条第二項第一号中「同法第三十条の五第一項」を「同条」に改める。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

附則第十四条第二項第一号中「同法第三十条の五第一項」を「同条」に改める。

（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則（以下「新国民年金法施行規則」という。）」を「国民年金法施行規則」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「新国民年金法施行規則」を「国民年金法施行規則」に改める。